

## 八尾市告示第237号

八尾市公用マイクロバス運行管理業務等について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月8日

八尾市長 山本桂右

### 記

#### 1 入札に付すべき事項

##### (1) 件名

ア 八尾市公用マイクロバス運行管理業務

イ 八尾市立児童発達支援第1センターバス運行管理業務及び八尾市立児童発達支援第1センターバス添乗業務

ウ 八尾市立図書館移動図書館車運行管理業務

##### (2) 業務内容

各業務の仕様書に定めるとおり。

##### (3) 業務委託期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。

(2) 1(1)のアからウまでの各業務に従事する者が、各仕様書に示す業務内容の実施に必要な資格又は免許を有していること。

(3) 公告の日現在において、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方

独立行政法人と本件業務と同種の契約を締結し、かつ、引き続き2年以上履行している実績を有していること。

- (4) 各業務の仕様書に定める要件を満たす本件入札に係る業務を業務委託期間の間、確実に履行できること。
- (5) 大阪府の区域内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (6) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。
- (7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

### 3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに八尾市公用マイクロバス運行管理業務等入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp>

### 4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 八尾市公用マイクロバス運行管理業務等入札参加資格審査申請書

イ 業務実績経歴調書及びこれを証明する業務実績経歴がわかる書類（契約書・振込通知書又は振込がわかるもの）の写し

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

### 5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年5月22日までの日（土曜日及び日曜日

を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館4階

八尾市財政部財産活用課

6 入札参加資格審査の結果通知

令和7年5月26日に電子メールにより通知する。

7 入札関係資料の配布

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、令和7年5月26日に電子メールにより配布する。

8 仕様書等又は入札に関する質問及び回答

(1) 仕様書等又は入札に対する質問は、入札参加資格を認められた者がFAX又は電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和7年5月27日から同月29日正午まで

イ 問合せ先 八尾市財政部財産活用課

電子メールアドレス kanzai2@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3829 (直通)

FAX 072-993-5292

(2) 受け付けた質問及びその回答は、全ての者に対して令和7年6月3日午後5時までに電子メールにより通知する。

9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けて

いないもの

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館4階

八尾市財政部財産活用課

11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年6月10日（火）午後3時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館4階 和室1

13 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじに

より落札者を決定する。

#### 15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

#### 16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

#### 17 支払方法

落札者に対する委託料の支払は、毎月その期間の終了後、消費税及び地方消費税を含む月額請求書をもって翌月当初に請求するものとし、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

#### 18 その他

入札参加人数は、1事業者1人とする。

#### 19 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館4階

八尾市財政部財産活用課

電話 072-924-3829 F A X 072-993-5292

電子メールアドレス kanzai2@city.yao.osaka.jp